
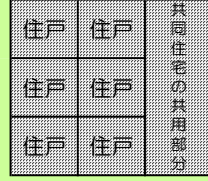
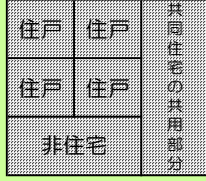




低炭素建築物新築等計画認定の申請手数料について

低炭素建築物建築物新築等計画認定の申請手数料は、神奈川県手数料条例第2条 別表の7 県土整備局関係 49～53に定められています。

◆ 申請単位について

「建築物全体」、「住戸の部分のみ」又は「建築物全体及び住戸の部分」がありますが、「建築物全体及び住戸の部分」の申請の場合、手数料は「建築物全体」と同額となります。

認定単位	建築物全体（又は建築物全体及び住戸の部分）				住戸の部分のみ
	①	②	③	④	⑤
	戸建 	共同住宅 	住宅非住宅複合建築物 	非住宅 	共同住宅等（住戸） 

※共同住宅等… 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅

◆ 申請手数料について

◇ 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料

申請手数料は、次のとおり申請区分に応じて算出した金額となります。

- ・申請単位 ①、⑤ … A
- ・申請単位 ② … A+B
- ・申請単位 ③ … A+B+C
- ・申請単位 ④ … C

表1 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料

単位	認定申請に係る建築物の申請戸数又は当該部分の床面積※1（申請区分）	適合証添付有認定申請書※2	適合証添付無認定申請書※3
A（住宅部分）	1戸	4,900円	34,000円
	1戸を超え5戸以下	9,600円	69,000円
	5戸を超え10戸以下	16,000円	97,000円
	10戸を超え25戸以下	27,000円	140,000円
	25戸を超え50戸以下	45,000円	200,000円
	50戸を超え100戸以下	81,000円	280,000円
	100戸を超え200戸以下	130,000円	380,000円
	200戸を超え300戸以下	160,000円	500,000円
B（共用部分）	300㎡以下	9,600円	110,000円
	300㎡を超え1,000㎡以下	17,000円	140,000円
	1,000㎡を超え2,000㎡以下	27,000円	180,000円
	2,000㎡を超え5,000㎡以下	81,000円	280,000円
	5,000㎡を超え10,000㎡以下	130,000円	360,000円
	10,000㎡を超え25,000㎡以下	160,000円	430,000円
C（非住宅部分）	300㎡以下	9,600円	240,000円
	300㎡を超え1,000㎡以下	17,000円	300,000円
	1,000㎡を超え2,000㎡以下	27,000円	380,000円
	2,000㎡を超え5,000㎡以下	81,000円	550,000円
	5,000㎡を超え10,000㎡以下	130,000円	670,000円
	10,000㎡を超え25,000㎡以下	160,000円	790,000円
	25,000㎡を超え	200,000円	900,000円

※1…認定手数料は、表に示す申請区分に応じた金額となります。【例：申請戸数18戸 → 27,000円（適合証添付有）】

※2…事前に登録建築物調査機関等の技術的基準に適合している旨の審査を受けた場合

※3…事前に登録建築物調査機関等の技術的基準に適合している旨の審査を受けていない場合

◇ 低炭素建築物新築等計画の変更認定手数料

1 住戸当りの変更認定手数料は、表 1 に示す各申請区分の金額に 1 / 2 を乗じた額となります。

◇ 建築基準関係規定適合審査を申し出た場合の認定手数料及び変更認定手数料

建築基準関係規定適合審査を申し出て、(変更) 認定申請をする場合の手数は、表 1 に基づき算定した認定手数料に確認申請手数料を加算した金額となり、構造計算適合性判定を要する場合は相当手数料も加算します。なお、構造計算適合性判定を要する場合は表 2 に示す額で算定いたします。

【建築基準関係規定適合審査を申し出た(変更)認定手数料】 = [(変更)認定手数料] + [確認申請の手数料※]

(※構造計算適合性判定を要する場合は相当手数料を含む)

表 2 構造計算適合判定を要する場合の相当手数料

構造計算適合性判定を要する建築物 又は建築物の部分の床面積	構造計算が認定プログラム を使用している場合	構造計算が国土交通大臣 が定めた方法による場合
1, 000㎡以下	118,560円	171,480円
1, 000㎡超え2, 000㎡以下	147,720円	228,720円
2, 000㎡超え10, 000㎡以下	161,760円	262,200円
10, 000㎡超え50, 000㎡以下	204,960円	346,440円
50, 000㎡超え	347,520円	636,960円

◆ 低炭素建築物新築等計画認定に関するお問合せ先

低炭素建築物新築等計画認定に関するご相談・お問合せは、下記の連絡先までお問合わせください。

■低炭素建築物新築等計画認定に関するお問合せ先■

神奈川県 県土整備局建築住宅部建築指導課建築指導グループ

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 県庁新庁舎11階

電話番号：045-210-6242 FAX：045-210-8884